

報告 第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

新居浜市長 古川拓哉

損害賠償の額の決定について

(写)

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

学校施設における除草作業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年11月4日

新居浜市長 古川拓哉

1 損害賠償の額 40万6,714円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

令和7年10月1日午前8時35分頃、新居浜市立金子小学校において、職員が除草作業を行っていた際、草刈機により飛び跳ねた小石が、北側の民有地（一宮町一丁目10番11号）に駐車中の小型自動車に当たり、車両を損傷させた。